



概要版

米原市教育大綱

第3期 米原市教育振興基本計画

滋賀県米原市



1 計画の策定に当たって

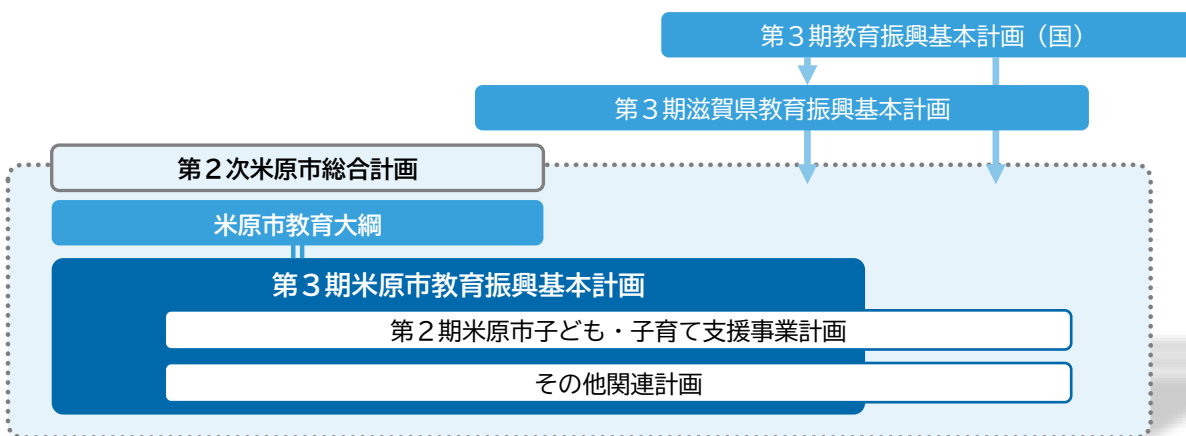
(1) 計画策定の趣旨

本市では、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、長期的な展望に立って本市の教育の方向性を示す基本計画として、米原市教育大綱 第2期米原市教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）に基づき、基本理念の実現を目指し、これまで取組を進めてきました。

米原市教育大綱 第3期米原市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）の策定に当たり、第2期計画の成果と課題を整理し、近年の社会情勢の変化や教育関連法の改正などの教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、基本理念、基本目標および施策の体系を見直しました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定しています。策定に当たっては、国・滋賀県の関連計画を参酌するとともに、本市の関連する計画との整合を図っています。



(3) 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の本市の教育の指針です。

2 米原市の教育を取り巻く現状と課題

【米原市を取り巻く課題】

人口減少と
少子高齢化の進行

子どもを取り巻く
社会環境の変化

地域コミュニティの
希薄化

人生100年時代の
到来

超スマート社会の
到来

グローバル化の進展

激甚化する大規模
自然災害への対応

新型コロナウイルス
感染症への対応

3 教育政策の基本的な考え方（教育大綱）

（1）教育政策の基本理念

本市では、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議の議論に基づいて市長が策定する米原市教育大綱を、教育政策の総合的な指針である本計画の基本的な考え方として位置付け、総合的な教育施策の推進を図っています。市民との協働をより深めながら、学校教育、社会教育という枠組みを超えて、子どもから大人まで誰もが学び合い、育ちあい、交流する、学校・家庭・地域が手を携え「ともに学び、ともに育つ、学びあいのまち まいばら」を実現していくため、第2期計画の理念を継承します。

ともに学び、ともに育つ、学びあいのまち まいばら
～自分もひとも大切にし、地域を誇る人づくり～

（2）教育政策の基本目標

基本目標1 心豊かで、たくましく、しなやかに生きる力を育む 教育を実現します

就学前教育・保育と学校教育は、社会的に自立していくための基礎となる力を形成する場として重要であり、将来にわたって子どもが夢を持ち、自ら学び考え、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。また、変化の激しい社会に対応できる、しなやかに生きる力を育成します。

本市の自然、歴史・文化などの資源を生かし、知・徳・体の調和のとれた米原っ子の育成を目指し、次代の米原を担う米原らしい教育を推進します。

基本目標2 学校・家庭・地域がつながり、協働して地域全体の 教育力を高め、ふるさとを愛する人を育てます

家庭教育は、全ての教育の基盤という認識を持ち、家庭の教育力を高める取組を進めます。家庭での教育が、学校園での学びを支える力となり、地域の特色ある素材を活用し、地域の人々と学校が一体となって、様々な学びの体験や実践を通して、子どもの人々に感謝する心、ふるさとを愛する心を育みます。さらに、ふるさとに夢と志を持ち、行動する人を育てます。

基本目標3 一人一人が大切にされ、安全・安心で質の高い教育が受けられる環境をつくります

いじめの防止や多様性を尊重した教育を推進するため、子どもとその家庭に寄り添う相談・支援体制を整備するとともに、一人一人の個性に応じたきめ細やかな支援を充実し、安全・安心で、質の高い教育が受けられる教育環境を整備します。

また、情報化の進展に伴うICTなどを活用した学習活動の充実を進めるとともに、教職員が子ども一人一人と向き合う環境づくりや指導力の向上に取り組み、子どもの学ぶ意欲を高め、深い学びにつなげます。



基本目標4 生涯にわたって豊かに学びあい、いきいきと活動が続けられる環境をつくります

生涯学習を通じて得た学びを地域や学校などに生かしていく機会を創出し、生涯にわたり豊かな人生を送ることができる環境づくりを進めます。さらに、市民一人一人が多様性を認めあう社会づくりを進めます。

また、スポーツや健康づくりなどの活動の充実を図り、交流を深めながら市民の一体感を醸成し、人と人、地域と地域がつながるまちの実現を目指します。

基本目標5 米原の自然・歴史・文化の保存・活用を進め、地域文化を育みます

伊吹山登山、農業体験など地域資源を活用した様々な活動を通じて、自然環境保全への意識向上を図ります。市民の芸術作品の発表や鑑賞の機会の提供などにより、文化芸術の振興を図ります。また、市の宝物である歴史文化遺産を発掘し、磨きを掛けながら活用していくことにより地域の活性化につなげるとともに、市民の郷土への愛着と誇りを育て、市民自身がその担い手となれるよう、地域での活動を支援します。

誰もが自然・歴史・文化に親しみ学ぶ機会の充実を図り、地域文化を育んでいく環境づくりを進めます。



4 施策の展開

基本目標 1

心豊かで、たくましく、しなやかに生きる力を育む教育を実現します

(1) 就学前の教育・保育の充実

- 子育て支援の充実
- 就学前教育・保育の量と質の充実
- 就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進
- 子育て支援の充実



(2) 確かな学力の向上

- 基礎学力の向上
- 外国語教育・国際理解教育の推進
- 教育情報化の推進
- 主体的・対話的で深い学びを目指す授業づくり
- 子どもの読書活動の推進
- 小学校教育と中学校教育との連携の推進

(3) 豊かな心の育成

- 道徳教育の推進
- キャリア教育の推進
- 地域における学校園間・世代間交流の推進
- 人権教育の推進
- 情報モラル教育の推進
- 子ども等への暴力防止の推進

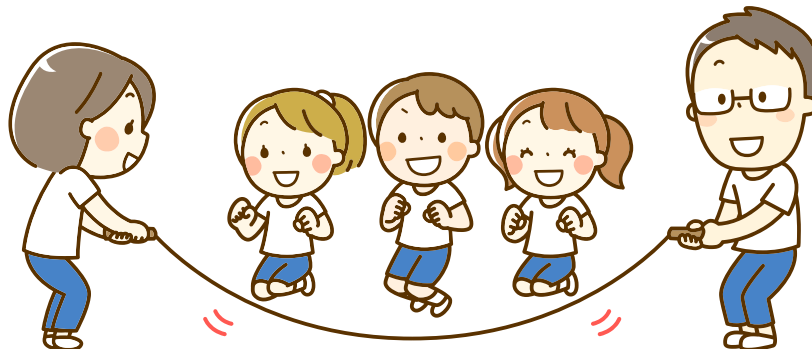
(4) 健やかな体の育成

- 学校における体育指導等の充実
- 基本的生活習慣の形成
- 安全・安心な給食の提供
- 健康教育の推進
- 食育の推進



(5) 地域の良さを生かした特色ある教育の推進

- 米原の自然・歴史を学ぶ機会の充実
- 地域人材の活用
- 環境学習の推進
- ふるさとを愛し、誇りに思う心の育成



基本目標2

学校・家庭・地域がつながり、協働して地域全体の教育力を高め、ふるさとを愛する人を育てます

(1) 子育て支援と家庭の教育力の向上

- 家庭の教育力向上の支援
- 親子のつながり・親子活動の充実
- 要保護児童対策地域協議会活動の活性化
- インターネット・ゲーム・スマートフォン等の適切な利用の推進
- 家庭支援推進保育事業の推進
- P T A連絡協議会活動の充実

(2) 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

- 社会活動・体験活動等を通じた交流機会の充実
- 学校園と地域団体等の連携
- 地域における子育て支援活動・体験活動の充実



(3) 子どもや青少年の健全育成

- 放課後等の子どもの居場所づくり
- ヤングケアラーの把握・支援
- 子ども・若者支援地域協議会活動の推進
- 子ども会活動の充実
- 青少年の健全育成の推進

(4) 学校支援活動や地域活動の推進

- コミュニティ・スクールの推進
- 子どもの地域活動を支える担い手の確保
- 学校支援ボランティアの拡充
- ジュニアリーダーの育成

(5) 地域との協働による学校園づくり

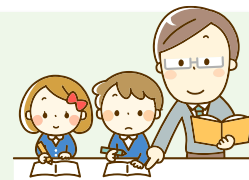
- 信頼される学校園づくりの推進
- 地域連携に向けた学校園の環境・体制の充実

基本目標3

一人一人が大切にされ、安全・安心で質の高い教育が受けられる環境をつくります

(1) 一人一人の特性に応じた教育の推進

- 学校園における発達障がいのある子どもへの支援
- 特別支援教育の充実
- 子どもケアサポーターの派遣
- 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の支援
- 性的マイノリティの児童生徒の支援
- 就学前の特別支援保育の充実
- 療育ネットワークの充実
- 乳幼児等を対象にした児童通所支援サービスの充実
- 新たな教育モデルについての研究



(2) 教育相談・教育支援の充実と学校支援体制の構築

- 就学指導・相談の充実
- 児童虐待に対する支援の充実
- いじめの防止等の取組
- 子どもの貧困対策
- 不登校・非行等に対する支援の充実
- 学校支援専門職員の配置
- 就学・進学のための経済的支援

(3) 安全・安心な教育環境の整備

- 子どもの安全の確保
- 通学等の安全確保
- 就学前教育・保育施設、学校教育施設の整備・改修
- 給食施設の適正な維持管理
- 学習環境における感染症対策の実施



(4) 適切な教育環境の整備

- 通学区域の弾力的な対応
- 適切な教育環境の取組
- 指導内容に対応した教材、備品の配備

(5) 質の高い教育の推進

- 教員・保育者の指導力の向上
- 教員・保育者の研究・研修の充実
- 新しい教育課題への対応
- 教員・保育者の働き方改革の推進

基本目標4

生涯にわたって豊かに学びあい、いきいきと活動が続けられる環境をつくります

(1) 生涯学び続けられる機会の充実

- 生涯学習講座の開催
- ルッチまちづくり大学の活用
- 市民相互の学びの場の提供
- 生涯学習情報の発信

(2) 多様性の理解および人権文化の確立

- 人権教育・人権啓発の推進
- 人権教育の担い手の育成
- 人権に関する情報提供
- 多文化共生の推進
- 男女共同参画の推進
- いじめの防止等の取組（再掲）

(3) 地域で活躍する人材の育成

- まちづくりの担い手の育成
- 学習成果を生かす仕組みづくり
- 学習活動とまちづくり活動のマッチング
- 地域における男女共同参画社会づくりの推進
- 各分野における指導者や支援人材の確保

(4) 読書を通じた学びの機会の提供

- 子どもの読書環境の整備・充実
- 図書館利用の促進



(5) 生涯スポーツの振興

- スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校部活動の連携
- 特色を生かしたスポーツの推進
- (仮称)米原市スポーツ推進連絡協議会の設立
- スポーツ活動等への支援
- 競技スポーツの振興
- 健康づくりの推進
- 地域スポーツの振興

(6) 生涯学習施設やスポーツ施設の整備・活用

- 社会教育施設の適正な維持管理
- スポーツ施設の整備・活用
- 国民スポーツ大会滋賀県開催に向けた環境整備

基本目標5

米原の自然・歴史・文化の保存・活用を進め、地域文化を育みます

(1) 自然環境保全意識の醸成

- 地域資源を生かした学習機会の創出
- 食育を通じた自然環境保全意識の向上

(2) 市民の文化・芸術活動の促進

- 文化のまちづくりの推進
- 文化施設の運営と利用促進
- 地域文化の担い手の育成
- 文化協会の組織強化の推進



(3) 歴史・文化財の保存活用と学習機会の充実

- 歴史文化遺産の保存・継承と活用
- 埋蔵文化財の発掘調査・未指定文化財の調査の実施
- 文化財保存活動の充実
- 歴史・文化の魅力発信
- 資料館・歴史館の管理・運営

5 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

① 横断的な連携

本計画に掲げられた施策の推進に当たっては、庁内における関係部局と緊密な連携を図り、効率的・効果的な施策の推進を行います。

② 関係機関・関係団体との連携と効果的な情報発信

教育は、多くの関係機関・団体などとの連携の下、社会全体で担われるものであり、各種地域団体を始め、教育関係事業者、NPO等の民間団体など、各分野において多様な主体の様々な活動との連携を図り計画を推進します。

(2) 計画の点検評価と見直し

① 進捗状況の点検評価の方法（PDCAサイクル）

本計画のより効果的で着実な推進と施策や事業の実効性を確保するため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）からなるPDCAサイクルによる進行管理を行います。

② 計画の見直し

国・県の教育政策の変更や社会経済情勢の変化に対応していくため、毎年度実施する事務の点検・評価の結果を踏まえながら、計画の内容について、必要に応じて弾力的に見直し、施策に反映します。

米原市教育大綱 第3期米原市教育振興基本計画【概要版】

令和4年3月

発行：滋賀県米原市 編集：米原市教育委員会事務局 教育総務課
〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
TEL:0749-53-5151 FAX 0749-53-5129